

SSKO

〒171 東京都豊島区目白2-38-2
紫山会ビル4F
☎03(3985)7591 / FAX 03(3985)7598
購読料1部300円(年間1,500円送料込)

日本患者・家族団体協議会



JPCAの 仲間

No.55



全国患者・家族集会は11月10日、
東京千代田区の霞ヶ関ビル「プラザホール」で開催されました。全
国各地から患者、家族の代表百七
十五人が集まりました。

冒頭、伊藤たてお代表幹事は、

「本来でしたら、毎

年、年に一回の交流
集会を全国持ち回り
で、楽しい企画も含
めながら開催すると
ころですが、情勢が
それを許しません。
いま非常に大事な状
況に立ち至っています。
この介護保険問

題をどう考え、どう
捉えていくか、医療
保険制度の問題をど
う捉えていくか。こ
れは一年後、二年後
のことではなくて、
二十年後、三十年後
にまでかかる非常

全国患者・家族集会開かれます

医療保険制度改悪に反対する
介護保険構想に反対し、
医療保険制度改悪に反対する

に重要な問題です。その時に私たちが声を出さなくて、誰が声を出すのでしよう」と、この集会の意義を強調しました。

基調報告につづき、「社会保障の保険主義化と『介護保険』」と題する福島大学教授の相澤與一さんの記念講演、患者代表の発言、質疑とすすめられ、最後に「社会保険制度の改悪は絶対に許さないとしている現状に、いても立つてもいられず、痛みをこらえ、不自由な身体をおして全国から集いました。介護保険法案の成立と医療保険制度の改悪は絶対に許さないということを多くの国民に訴え、このたたかいを全国に広げていきましょう」とする集会アピールを探しました。

集会は大きな成果を収め、翌11日は各政党、日本医師会をはじめ、医療・福祉関係団体への要請行動を展開しました。集会に参加した代表は、明日から多くの国民に訴えていく運動に取り組むことを確認して、それぞれの地元にと散会をしていきました。

集会 基調報告

社会保障制度の後退を阻止するためにはじめに

いま、「介護保険法」案をめぐつて国民の中にも強い関心が高まっています。それは、多くの国民にとって「介護」問題が他人ごととは考えられないからです。

老人保健福祉審議会の最終報告も「高齢者の介護は…、様々な家庭的悲劇の原因となる」と指摘しています。しかし、同報告は、その解決策を「家族愛に根ざし、社会的な連帯によって高齢者の介護を支える社会を創る」としているところに、すでに破綻した日本型福祉社会論を若干修正してもしがみつこうという魂胆が見え隠れしています。

そもそも今日の深刻な「介護」問題を招来したのは、日本型福祉社会論の立場から「介護」問題を国の責任で解決しようとせず、もっぱら家族の努力に依存することに固執してきた國の責任が大きいといわざるを得ません。

いま、「介護」問題の解決は一家族の努力では限界となっていること

はすでに誰もが認めるところです。私たち難病、慢性疾患の患者も含め多くの国民は、その一日も早い社会的対策の確立を希望しています。

「介護保険」をめぐる動向

「介護保険」論議は、老人保健福祉審議会の審議過程からすでに意見が別れ、審議は厚生省の当初のスケジュールより大幅に遅れて、なおかつ最終報告は賛否両論併記となりました。

その後の審議会や厚生省、与党の論議の中では、これらの疑問点、批判点は何ら解消されるものは国民に示されていません。

私は、少なくともこうした内容の「介護保険」制度には引き続き反対します。さらに論議を尽くし、国民の「介護」要求に十分に応える公的介護保障を確立することを強く希望します。

社会保障制度への全面攻撃

私たち、この論議がはじまって以来、「介護保険」制度には反対する立場を明らかにしてきました。

JPCは、「介護保険」システムが、①公的な責任をあいまいにするものであること②「介護保険」制度がスタートしても、保険料だけは徴収されて給付サービスが不十分な

「保険あつて介護なし」とされるそれが多分にあること③保険制度では大量の無保険者、保険サービスから落ちこぼれる人々を生み出すそれがあること④私たち難病患者や慢

性疾患患者、障害者で、65歳未満の過大なものにすることなどをあげて、この制度に「反対」の立場を明らかにしてきました。

被用者保険本人の負担を現行の1割から2割にする、老人保健の定額負担を1割ないし2割にする、薬代の給付率を別枠にし患者負担を3割または5割にする。保険で医療が受けられる範囲を限定し、お金の払える人は十分な医療が受けられ、お金のない人は制限された医療しか提供しないなど、ゆがんだ保険システムに変えていこうとしています。

また「介護保険」論議、医療保険論議で見逃せないのは、民間企業の参入、営利目的の参入を認めていく方向を強く示唆していることです。すでにこれまで老人保健福祉審議会、医療保険審議会双方が口を揃えていつているように、「介護保険」の創設と医療保険の改悪は一体のものとしてすすめようとしているのが政府の方針です。

ところで、いま問題にされているのは「介護保険」制度だけではありません。特に、医療保険制度の見直し・改悪案は、これまでに例をみない内容のものです。医療保険制度審議会で

社会保険制度は、人の生涯にわたる健康と幸福を左右する重要な社会システムです。この制度の内容次第で私たちの健康が守れるか、生命が維持できるか、充実した生活が送れるかが決まります。社会保障制度の

「改革」に関して、私たち自身の問題として声をだしていくことが必要です。

難病患者の「介護」要求

「介護保険」論議がようやく盛んになってきた昨年12月、JPCでは加盟団体を通じて難病患者の「介護」問題について事例調査を行いました。加盟各県難病連から103例の事例が寄せられ、難病患者の深刻な在宅「介護」事例が報告されました。このうち59事例が、厚生省案の「介護保険」の給付サービス対象から除外される65歳未満の患者でした。

この内容を検討してみると、要介護の患者は20歳未満から、60歳代の患者までの各年代にわたり、その介護はほとんどが家族によって支えら



れているのが特徴でした。公的ホームヘルパーを利用しているケースは8例にすぎず、デイケアにいたつては59例中には1例もありませんでした。ショートステイも3例しかなく、病気をもつている患者の場合、これらの短期入所施設の利用は極めて困難であることを示しています。また、公的、民間を問わず、ヘルパーが病気に対し知識や理解がなく、技術的にも患者が望む「介護」に対応できないケースが少くないことが明らかになりました。

こうして「介護」を必要とする患者は、結局のところ家族介護に依存せざるを得ない実態で、患者と家族は、自分自身と介護をしてくれる家族の高齢化、介護者の健康、病気そのものの進行、経済的な負担など、一様に将来に対する強い不安を抱いていることも明らかになりました。

しかし、厚生省がすすめている「介護保険」構想ではこれら65歳未満の「介護」を必要とする患者は、「障害者プラン」で対応するとして法対象から除外されています。

私たちは、福祉施策として取り組まれるこの「障害者プラン」、その一環としての「在宅難病患者福祉施策」の策定そのものは評価しますが、これらの施策が実際に医療を必要とすることです。これらの基盤整備は、

する「要介護」難病患者の役に立つものかどうかには強い疑問をもたざるを得ません。

安心して暮らせる 地域づくりを

私たちには「介護保険」に反対です。

年齢で差別し、障害の程度で差別し、保険料や利用者負担は強化され、しかも提供されるサービスは希薄という「保険」制度によってではなく、自分の住む街で安心して暮らせる公的な介護システムの確立を私たちは強く求めます。

私たちには、医療保険制度の改悪にも強く反対します。

「介護」についていえば、いくつかの市町村の先進事例にみられるように、新たなシステムをつくらなくとも、地域で高齢者の「介護」も難病患者や障害者の「介護」も差別なく実現している自治体があります。いま現している自治体があります。いま大切なのは、新たな「介護保険」制度をつくることではなく、日本の先進例や外国の先進事例にも学んで、それを全国に普遍化する公的な介護システムを構築していくことです。

そのためには新ゴードンプランを早期に達成し、さらに上積みをしていきました。

いま大切なのは憲法で保障された國の義務とされている「生存権」を前面に掲げて運動をすすめていくことです。社会保障制度は、人間の一生の健康と幸福にとってかけがえのないシステムなのです。

高齢者の介護だけでなく、年齢や障害・病気の種類や程度に関係なく、介護が必要なすべての人に必要な介護サービスが提供できるようにするために充てられるべきです。

そのための財源は保険料を求めるのではなく税金を充てるべきです。

ゼネコン政治、大企業中心といわれる政治はもうやめて、国民が幸せに暮らせるような税金の使い方に軌道修正する絶好のチャンスではないでしょうか。

いま「行政改革」が声高に叫ばれていますが、「行政改革」というとき、必ず医療や福祉が槍玉にあげられ、高齢者や障害者や病人や子供たちが犠牲にされてきました。「地方の時代」ともいわれてきましたが、それは大部分、「地方」に負担や困難を押しつけるための口実とされました。

そうではなく、住民が参加する文字通り市町村が主役となる福祉を全国のすべての市町村につくりあげていくときではないでしょうか。

いま大切なのは憲法で保障された國の義務とされている「生存権」を前面に掲げて運動をすすめていくことです。社会保障制度は、人間の一生の健康と幸福にとってかけがえのないシステムなのです。

演講 記念 保険主義化と「公的介護保険」

福島大学教授・相澤興一



さきほど報告のあつた基調報告をなご一緒に学習し、私も全面的に基調報告を賛成する立場から補足的な話をさせていただきます。

私は精神障害者の家族です。長男が大学生でアメリカに留学している時に病状が悪化しました。最初は事情もよくわからず無我夢中で何とか救いたいと走りました。日本の大學生に復学させ、家族の支援で何とか卒業させることができました。就職先も見つかり仕事を始めましたが、病気をした人間がそれに耐えられず、再び病状が悪化し、再入院することになってしまいました。

社会復帰をあせつて、裏目にててしましました。一度の再入院を経て、多少の障害が残ったまま、現在自宅療養しています。

このような家庭ですので、介護問

題の重要さを痛切に感じています。介護というのは、期限があつて、一年がんばって介護すれば解消するといふものではなく、希望や見通しがつかみにくいものなのです。介護の大変さは、先が見えないということです。と同時に24時間介護なのです。家族は夜も十分な睡眠を取ることができないのです。家族共倒れの状態になってしまいます。それぞの家族だけで介護を続けていくことは絶対無理なのです。介護問題の困難さは、個々のケースで異なるとは思いますが、家族だけで解決できる問題ではないのです。

病気や障害というものは、上下関係がありません。原因不明、治療法未確立だけでなく、すべての病気は平等なはずです。しかし、現実には病気や障害に差別を持ち込んでいます。また、その現状を利用して、責任逃れが横行しています。

「介護保険」の問題点として、障害者を要介護者として対象にしていないということです。若年者の要介護者と高齢者の要介護者と、どちらが低級で、どちらが高級であると

いうような区別はおかしいのです。障害は疾病によって多少の差はあります。それ故、介護の方法も違ります。そのため、介護が必要でなく、高齢者は介護が必要などとは言えないはずです。

現在すすめられている介護保険構想はきわめて、政治的、経済的動機から出発しています。

また、保険では、社会保険であつても救われない場合が非常に多いと面的に否定するものではありません。社会保険の役割を全うすることです。社会保険の役割を全うすることで、社会保険は非常に大きな役割を果たしてきました。社会保険は営利を目的としていません。しかしながら、現在の医療保険制度の改悪は、患者負担を増大させ、国の負担を縮小する方向は、社会保険の後退と言わざるを得ません。

橋本ビジョンで示されている構想によると、国の制度は時を追うとともに、社会保険を後退させ、民営の私的保険に接近させていき、社会保険で足りない部分は私的保険を個人が買って補完しなさいというのが国が買つて補完しなさいといふのが国えません。国は以前、「公的介護保険」と言つていましたが、いまや「公

のための介護保険」などと名づけられています。このように問題となつたのでしょうか。介護は家族だけではもはや支えられない状況になつてきています。このように認め



公的介護を求める 患者・ 家族の訴え

全国患者・家族集会 参加者の発言

23年間の闘病生活に終止符をうちました。

難病患者の在宅看護というものは、長く厳しく、残酷でもあります。それを身を持って体験した者として、「公的介護保険」という言葉は耳触りの良い言葉です。「公的」という言葉にごまかされ、内容も良くならないで厚生省の介護保険法案に賛成している人が多くいます。

家族介護事例体験

大阪難病連
松尾俊郎

北海道難病連 泉 加奈子 難病児の介護体験から

北海道難病連 泉 加奈子

難病介護事例から

滋賀県難病連
葛城 貞二

パークソン病で、当時53歳の配偶者を介護してきました。とても敵意の毎日でした。しかし、いつまで続くかわからない、こんな残酷な病気があるのだろうかとも思いました。介護している私の生命のある間なかか、心配しながらの介護でした。共倒れを防ぐため民間の家政婦さ

んを頼みました。少しばかりの蓄えをはたいてのことでした。お金がなくなるのが先か、妻の生命がなくなるのが先か、真剣に考えました。

先の見えない、長い暗い介護の日々でした。とにかく行き着くところまで行つてみよう、その時点でもう何とか考え方、開き直りの心境でした。しかし、妻は突然、心不全で

「でも介護保険は65歳からでなければ
このような時、仲間の中から『介
護保険て良いね』と話が出ました。

「介護」という言葉だけで、みんな知らないんです。耳をそばだてて、うつかり期待してしまうのです。

いま厚生省がすすめようとしている法案は、私に言わせれば、「老人限定介護保険」でしかないのであります。私たちのような障害児を持つた者には適用されない「公的介護保険」なのではないでしょうか。

要介護透析患者の問題点

透析患者の要介護問題について昨年、約11万人の透析患者の実態調査がまとまりました。

透析患者の大部分は通院患者です。通院患者約10万人のうち、要介護患者数は1万4千人弱います。これらの患者の多くは家族が透析施設までの送迎を行い、透析施設職員の送迎をあわせると90%にのぼり、公的サービスを受けている患者は3%にも満たない数字です。

要介護の透析患者にとって、現在の介護保険法案は何ら考慮されていません。この介護保険法案がこのまま進行するならば、常時介護を必要とする透析患者は家庭からも医療施設からも引きだされて、行き場のない状況になるということがうかがわれる調査結果となりました。

83歳の寝たきりの母親を62歳の息子さんがみていくケースです。

〔改革の早期完了〕

21世紀初頭には、高齢化率が二割を超えて人口の高齢化が本格化することを視野に入れ、医療保険改革は総合的かつ段階的に進め、できるだけ早く改革を完了させる。

平成9年改正について

医療保険制度全体の今後のあり方を踏まえ、抜本的な見直しに着手するとともに、その方向に沿って、緊急の課題である医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施する。

一、医療の質の向上と効率化
 「医療機関の機能分担と連携の強化」
 地域医療支援病院の制度化とあわせて、かかりつけ医の機能を果たしている医療機関、専門病院、療養型病床群、特定機能病院等といった医療機関の機能を明確化し、体系化を図る。

正一 社会的入院の解消と長期入院のは

社会的入院を解消するため、受け皿として施設及び在宅看護・介護サービス基盤の計画的な整備を行なう。医師が入院治療を行う必要性がないと認めた者が入院を継続する場合、医療保険制度上の取扱いを見

直す。

医療計画上の必要病床数について早急に見直しを進める。病床過剰地域においては、過剰病床を解消する方策を講ずる。

〔在院日数の短縮等〕

急性期医療の充実を図るため、人員配置基準の見直しを検討するなど医療機関の療養環境の改善に努める。
〔医師・歯科医師の需給の見直し等〕
 医師数及び歯科医師数の需給の見直しのための総合的な取組みに着手する。医療保険制度においても、医師数等の適正化を図る方策を検討する。

〔薬剤使用の適正化等〕

薬価基準に代わる新たな方式への転換を含めた現行薬価制度の抜本的な見直しに着手する。
〔医療における情報の提供と患者の選択〕
 第三者による病院機能評価を充実するとともに、情報公開を進める。
〔健康保持の促進〕

生活指導を含む総合的な相談、リハビリテーション提供体制の整備、総合健康診査の効果的な実施等を推進する。

〔二、医療保険制度の運営の安定化〕

当面、現行老人保健制度の基本的枠組みの下で必要な見直しを行う。
〔政管健保の財政運営方式について〕
 平成9年の改正においては、例えば3程度の間収支が均衡するような財政計画とする。
〔医療保険財政の健全化〕
 コスト意識を喚起し医療費の増大を抑制する効果を有する患者負担の見直しにも取り組む必要がある。また、ある程度保険料率を引き上げることもやむを得ない。
〔給付と負担の見直し〕
 ○ 保険料についての見直し
 ①被用者保険本人の患者負担を、少なくとも健康保険法本則の規定に沿つて二割とすること。これについて、他の方策との関連や優先度において慎重に検討すべきとの意見もあった。
 ②高齢者の患者負担について、一〇二割の負担とすること。この場合、定率負担とすることについては、診療を担当する委員は、老人の心身の特性にかんがみ定額負担とすべきとの意見であった。
 二割の負担とすることについて、診療を担当する委員は、老人の心身の特性にかんがみ定額負担とすべきとの意見であった。

○ 高額療養費制度の自己負担限度額については、制度創設時に比べて被用者所得や医療費の水準が相対的に上昇していることを踏まえ、その水準や改定ルールのあり方を見直す。また、自己負担限度額をきめ細かく設定する仕組みを設ける。

〔診療報酬体系等の見直し〕

医療費の総額の伸びを財源の規模に応じて安定化させるための診療報酬体系及び審査支払方式の見直し。

〔特定療養費制度の拡充〕

医療費の総額の伸びを財源の規模に応じて安定化させるための診療報酬体系及び審査支払方式の見直し。

〔保険者の機能の強化等〕

保険者規模を適正なものとするため、健保組合の統合を進めるなど保険集団のあり方を見直す。

〔総合的な医療情報システムの構築〕

レセプト電算処理や被用者証のカード化の促進など、総合的な医療情報システムの構築に着手する。

97年6月に全国組織結成へ

全国脊柱韌帶骨化症結成準備会

11月10日、後縫韌帶骨化症の患者会が全国組織結成準備委員会を東京で開催しました。

昨年のJPC全国交流集会分科会で全国組織を目指そうと話し合い、準備を進めてきました。全国の患者・家族16人が、全国患者・家族集会を開いて上京し、結成準備会を開いたものです。

準備委員会は、取組み経過を報告したのち、出席者全員で全国組織結成について意思確認し、結成後、JPCに加盟して各団体と共に活動していくことを確認しました。

全国組織の名称は「全国脊柱韌帯病院会議会」とし、規約や会費などの骨格を決めました。結成総会は97年6月とし、結成総会

〒062札幌市中央区南四条西10丁目
北海道難病センター内

◆新刊書のご紹介
力会費申し込みが抽選で功をそうちものと思われます。

地域でも患者会作りの促進に努力しています。JPCをはじめ各地域難病連に対して組織強化のための支援要請を求めています。

参加者の注目の中、岡山県難病連の三村和夫さんが引き当てたのは、岐阜県難病連の岐阜県腎協でした。岐阜県腎協は団体として5団の協

までの任務分担などを決めました。脊柱靭帯骨化症患者会は、約四百

海外研修派遣抽選

特定疾患96年度 新規事業として ・ヤコブ病 クロイツフェルト

外路症状（腱反射の亢進、錐体路・錐体様の反復する動き）、錐体路・錐体異常等）を呈する予後不良の脳疾患です。同病は遅発性ウイルス感染症に入れられていますが、ウイルスは検出されず、共通してプリオン蛋白が証明されることから、プリオン病

とも呼ばれることもあります。
有病率は百万人に一人前後といわれています。特定疾患治療研究事業

の対象疾患は「診断確実例」、「診断ほぼ確実例」および「診断疑い例」として、推定対象者は約百人です。

J D) は、主として中年期以降に発症し、進行性痴呆、ミオクローネス（持続時間が極めて短い、けいれん

すでに指定されている37疾患について、最新の疫学データや医療技術

大分県難病連より五万円の寄付がありました。ありがとうございます。



全国患者・家族集会

第一卷 定価五十五〇円
第二巻 定価六一八〇円
お申込はJPC事務局まで

これまでの「難病の診断と治療の手引き」を全面改定し、六法出版社から、「難病の診断と治療指針」として刊行されました。第一巻は特定疾患治療研究事業の対象38疾患、第二巻は調査研究事業の対象118疾患のうち残る80疾患をまとめています。

◆新刊書のご紹介

力会費申し込みが抽選で功をそろしたものと思われます。

行されました。

一九七六年二月二十五日第三種郵便
SSKO通巻二七七三号(毎週月・火・木・金発行)
一九九六年十二月十三日発行

発行

身体障害者団体定期刊行物協会
東京都世田谷区砧6-26-21

価額三百円

目 次

- 全国患者・家族集会 507
- 集会基調報告 508
- 記念講演 510
- 患者・家族の訴え 511
- 医療審「建議書」まとめる 512
- 全国組織結成へ 514